

単品スライド条項（工事請負契約約款第26条第5項）

事務手続フロー【増額変更の場合】

【受注者→発注者】

請負代金額の変更請求

単品スライド（様式1）

- ・ 必要な証明書類を添付
- ・ 資材購入額が分かるのも（契約書等）+2社以上の見積
- ・ すべての証明書類はスライド額協議開始日までに提出

7日
以内

【発注者→受注者】

スライド額協議開始日の通知

単品スライド（様式2）

【発注者→受注者】

スライド額協議開始

単品スライド（様式3-1）又は（様式3-2）

- ・ 発注者はスライド額協議開始前までに精算額（スライド適用額）を確定

14日
以内

スライド額確定

スライド変更契約

工期末

原則
2
ヶ
月
以
上
（※）

原則
4
5
日
以
内
（※）

※完成通知書の提出前で、工期の末日までに協議が終了し、変更契約が行える場合は、この限りでない